

基 発 0831 第 3 号
令和 8 年 8 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」(令和 8 年厚生労働省告示第 332 号。以下「改正告示」という。)が令和 8 年 8 月 31 日に告示され、令和 9 年 10 月 1 日から適用することとされたところである。

また、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件(令和 8 年 8 月 31 日技術上の指針公示第 29 号。以下「改正指針」という。)が令和 8 年 8 月 31 日に厚生労働省ホームページにおいて公示され、令和 9 年 10 月 1 日に適用される。

これらの改正告示及び改正指針の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正告示の概要等

1 概要

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準(令和 5 年厚生労働省告示第 177 号)に規定される、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアジ化水素等 48 物質を追加し、当該物質の濃度基準値を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛(Ⅱ)を既に濃度基準値が定められている弗素及びその水溶性無機化合物(弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。)に追加するものであること。なお、これらの物の種類及び濃度基準値の一覧は別添 1 のとおりであること。

2 適用期日

令和 9 年 10 月 1 日

第 2 改正指針の概要等

1 概要

改正告示により新たに濃度基準値が定められた物質（48 物質）について化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針公示第 24 号）において測定方法を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加するものであること。加えて、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式について、用語の適正化を行ったものであること。

なお、今般の改正において追加された物の種類及び測定方法等については、別添 2 の新旧対照表のとおりであること。

2 適用期日

令和 9 年 10 月 1 日

第 3 細部事項

改正指針において蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式を（飽和蒸気圧濃度／濃度基準値）に改めた趣旨としては、用語の適正化を図ったものであり、計算式によって得られる値について、従前から趣旨を変更したものではないこと。

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アジ化水素	—	0.1ppm
アジ化ナトリウム	0.2mg/m ³	—
アセトフェノン	4 ppm	—
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m ³	—
4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5 (4H) -オン (別名メトリブジン)	1 mg/m ³	—
アルファーピネン	5 ppm	—
N-エチルモルホリン	3 ppm	—
塩化亜鉛	—	4 mg/m ³ *2
塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	0.5mg/m ³	—
クロロアセトアルデヒド	0.3ppm	1 ppm
1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (別名H C F C-142b)	1,000ppm	—
クロロメタン (別名塩化メチル)	10ppm	—
シアン化亜鉛 (Ⅱ)	シアンとして 1.5mg/m ³	シアンとして 4.5mg/m ³ *2
ジクロロ酢酸	0.15ppm	—
2-(ジーノルマルーブチルアミノ) エタノール	15mg/m ³	—
臭化エチル	5 ppm	—
硝酸亜鉛 (Ⅱ) 及びその六水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	—
シラン	30ppm	—
水酸化カリウム	1 mg/m ³	2 mg/m ³ *2
水酸化ナトリウム	1 mg/m ³	2 mg/m ³ *2
ストリキニーネ	0.15mg/m ³	—
ターシャリーブチルアミン	3 ppm	—
ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	0.5ppm	—
炭化けい素 (炭化けい素ウィスカーに限る。)	0.1 繊維/ml	—
タングステン	3 mg/m ³	—
チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)	0.05mg/m ³	—
鉄水溶性塩 (硫酸鉄 (Ⅱ) 七水和物に限る。)	鉄として 1 mg/m ³	—
1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン	0.1ppm	—
テルル	0.1mg/m ³	—
銅及びその化合物 (塩化銅 (Ⅱ)、塩化銅 (Ⅱ) -水酸化銅 (Ⅱ) (1/3)、銅、四塩化銅 (Ⅱ) 酸	銅として 0.25mg/m ³	—

二アンモニウム二水和物、四塩化銅（Ⅱ）酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及び弗化銅（Ⅱ）に限る。）		
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）	銅として 0.3mg/m ³	—
銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）一水酸化銅（Ⅱ）（1／1）に限る。）	銅として 1 mg/m ³	—
銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物（六弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg/m ³	—
銅及びその化合物並びに沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として 0.08mg/m ³	—
銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として 0.01mg/m ³	—
1, 3, 5－トリクロロベンゼン	0.5ppm	—
1, 3, 5－トリス（2, 3－エポキシプロピル）－1, 3, 5－トリアジン－2, 4, 6（1 H, 3 H, 5 H）－トリオン	0.05mg/m ³	—
バリウム	1 mg/m ³	—
1－（N－フェニルアミノ）ナフタレン	1 mg/m ³	—
2－フェニルフェノール	10mg/m ³	—
弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）	弗素として 2.5 mg/m ³	
ベンジルアルコール	2 ppm	—
メチルシクロヘキサン	100ppm	—
メチルーノルマルーペンチルケトン	100ppm	—
メチルプロピルケトン	—	150ppm
d－リモネン	3 ppm	—
硫化ジメチル	10ppm	—
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	—
りん酸亜鉛	亜鉛として 2.5mg/m ³	—

備考

- ※ 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。
- ※ 2 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和 5 年厚生労働省告示第 177 号）第 2 号ロの規定の適用の対象となるとともに、同告示第 3 号ハの規定の適用の対象となる天井値。
- ※ 3 弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）については、本改正で下線部の「六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）」が追加されたもの。

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 令和 5 年 4 月 27 日 技術上の指針公示第 24 号 改正 令和 6 年 5 月 8 日 技術上の指針公示第 26 号 改正 令和 7 年 9 月 19 日 技術上の指針公示第 27 号 改正 令和 7 年 10 月 8 日 技術上の指針公示第 28 号 <u>改正 令和 8 年 8 月 31 日 技術上の指針公示第 29 号</u>	化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 令和 5 年 4 月 27 日 技術上の指針公示第 24 号 改正 令和 6 年 5 月 8 日 技術上の指針公示第 26 号 改正 令和 7 年 9 月 19 日 技術上の指針公示第 27 号 改正 令和 7 年 10 月 8 日 技術上の指針公示第 28 号
1 ～ 3 (略)	1 ～ 3 (略)
4 確認測定における試料採取方法及び分析方法 4－1 (略) 4－2 試料空気の採取方法 4－2－1 (略) 4－2－2 蒸気及びエアロゾル粒子が同時に存在する場合の試料採取機器 事業者は、室温において、蒸気とエアロゾル粒子が同時に存在する物質については、濃度の測定に当たっては、濃度の過小評価を避けるため、原則として、飽和蒸気圧の濃度基準値に対する比（飽和蒸気圧濃度／濃度基準値）が 0.1 以上 10 以下の物質については、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取す	4 確認測定における試料採取方法及び分析方法 4－1 (略) 4－2 試料空気の採取方法 4－2－1 (略) 4－2－2 蒸気及びエアロゾル粒子が同時に存在する場合の試料採取機器 事業者は、室温において、蒸気とエアロゾル粒子が同時に存在する物質については、濃度の測定に当たっては、濃度の過小評価を避けるため、原則として、飽和蒸気圧の濃度基準値に対する比（飽和蒸気圧／濃度基準値）が 0.1 以上 10 以下の物質については、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取するこ

ること。

なお、飽和蒸気圧濃度とは、飽和蒸気圧における濃度を ppm として換算したものとする。例えばある物質の飽和蒸気圧が 8×10^{-3} mmHg の場合、大気圧が 760mmHg とすると、飽和蒸気圧における当該物質の濃度（飽和蒸気圧濃度）は $0.008/760=0.000010=10 \text{ ppm}$ となる。

ただし、事業者は、作業実態において、蒸気やエアロゾル粒子によるばく露が想定される物質については、当該比が 0.1 以上 10 以下でない場合であっても、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取することが望ましいこと。

別表 1 において、当該物質については、蒸気とエアロゾル粒子の両方を捕集すべきであることを明記するとともに、標準的な試料採取方法として、蒸気を捕集する方法とエアロゾル粒子を捕集する方法を併記し、蒸気とエアロゾル粒子の両方を捕集する方法（相補捕集法）が定められていること。

事業場の作業環境に応じ、当該物質の測定及び管理のために必要がある場合は、次に掲げる算式により、濃度基準値の単位を変換できること。

$$C(\text{mg}/\text{m}^3) = \text{分子量}(\text{g}) / \text{モル体積}(\text{L}) \times C(\text{mL}/\text{m}^3 = \text{ppm})$$

ただし、室温は 25℃、気圧は 1 気圧とすること。

4－3 （略）

5～7 （略）

と。

ただし、事業者は、作業実態において、蒸気やエアロゾル粒子によるばく露が想定される物質については、当該比が 0.1 以上 10 以下でない場合であっても、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取することが望ましいこと。

別表 1 において、当該物質については、蒸気とエアロゾル粒子の両方を捕集すべきであることを明記するとともに、標準的な試料採取方法として、蒸気を捕集する方法とエアロゾル粒子を捕集する方法を併記し、蒸気とエアロゾル粒子の両方を捕集する方法（相補捕集法）が定められていること。

事業場の作業環境に応じ、当該物質の測定及び管理のために必要がある場合は、次に掲げる算式により、濃度基準値の単位を変換できること。

$$C(\text{mg}/\text{m}^3) = \text{分子量}(\text{g}) / \text{モル体積}(\text{L}) \times C(\text{mL}/\text{m}^3 = \text{ppm})$$

ただし、室温は 25℃、気圧は 1 気圧とすること。

4－3 （略）

5～7 （略）

別表 1 物の種類別の試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)	(略)	(略)
アクロレイン	(略)	(略)
<u>アジ化水素</u>	<u>固体捕集方法</u> ※1	<u>イオンクロマトグラフ分析方法</u>
<u>アジ化ナトリウム</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>イオンクロマトグラフ分析方法</u>
(略)	(略)	(略)
アセトニトリル	(略)	(略)
<u>アセトフェノン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>
アセトンシアノヒドリン	(略)	(略)
<u>アゾジカルボンアミド</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>
(略)	(略)	(略)
2-アミノエタノール	(略)	(略)
<u>4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオール1, 2, 4-トリアジン-5 (4H)-オ</u>	<u>ろ過捕集方法及び固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>

別表 1 物の種類別の試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)	(略)	(略)
アクロレイン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
アセトニトリル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
アセトンシアノヒドリン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
2-アミノエタノール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

<u>ン（別名メトリブジン）</u>					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
3－（アルファーアセトニルベ ンジル）－4－ヒドロキシクマ リン（別名ワルファリン）	（略）	（略）	3－（アルファーアセトニルベ ンジル）－4－ヒドロキシクマ リン（別名ワルファリン）	（略）	（略）
<u>アルファーピネン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグ ラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2－エチルヘキサン酸	（略）	（略）	2－エチルヘキサン酸	（略）	（略）
<u>N－エチルモルホリン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグ ラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2，3－エポキシプロピル＝フ ェニルエーテル	（略）	（略）	2，3－エポキシプロピル＝フ ェニルエーテル	（略）	（略）
<u>塩化亜鉛</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分光 分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
塩化ホスホリル	（略）	（略）	塩化ホスホリル	（略）	（略）
<u>塩素化カンフェン（別名トキサ フェン）</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグ ラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
クロム	（略）	（略）	クロム	（略）	（略）
<u>クロロアセトアルデヒド</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマト グラフ分析方</u>	（新設）	（新設）	（新設）

		法※4			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クロロ酢酸	(略)	(略)	クロロ酢酸	(略)	(略)
<u>1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (別名HCFC-142b)</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-クロロ-1, 3-ブタジエン	(略)	(略)	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	(略)	(略)
<u>クロロメタン (別名塩化メチル)</u>	<u>直接捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-シアノアクリル酸メチル	(略)	(略)	2-シアノアクリル酸メチル	(略)	(略)
<u>シアン化亜鉛 (Ⅱ)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分光分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	(略)	(略)	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	(略)	(略)
<u>ジクロロ酢酸</u>	<u>ろ過捕集方法</u> ※2	<u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H) -イル) メチ	(略)	(略)	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H) -イル) メチ	(略)	(略)

ル] (別名アジンホスメチル)			ル] (別名アジンホスメチル)		
<u>2 - (ジーノルマルーブチルア ミノ) エタノール</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグ ラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジメチルーパラニトロフェニ ルチオホスフェイト (別名メチ ルパラチオン) ※ ³	(略)	(略)	ジメチルーパラニトロフェニ ルチオホスフェイト (別名メチ ルパラチオン) ※ ³	(略)	(略)
<u>臭化エチル</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグ ラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
臭素	(略)	(略)	臭素	(略)	(略)
<u>硝酸亜鉛 (Ⅱ) 及びその六水和 物</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ ズマ質量分析 方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
しょう脳	(略)	(略)	しょう脳	(略)	(略)
<u>シラン</u>	<u>固体捕集方法</u> ※ ¹	<u>グラファイト ファーネス原 子吸光分析法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>水酸化カリウム</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
水酸化カルシウム	(略)	(略)	水酸化カルシウム	(略)	(略)
<u>水酸化ナトリウム</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

すず及びその化合物（ブチルト リクロロスズに限る。）	（略）	（略）	すず及びその化合物（ブチルト リクロロスズに限る。）	（略）	（略）
<u>ストリキニーネ</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>高速液体クロ マトグラフ分 析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
セレン	（略）	（略）	セレン	（略）	（略）
<u>ターシャリーブチルアミン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>高速液体クロ マグラフ分析 方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
<u>ターシャリーブチル＝ヒドロペ ルオキシド</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグ ラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
タリウム	（略）	（略）	タリウム	（略）	（略）
<u>炭化けい素（炭化けい素ウイス カーに限る。）</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>位相差顕微鏡</u>	（新設）	（新設）	（新設）
<u>タングステン</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ ズマ質量分析 方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
チオりん酸O，O－ジメチルー O－（2，4，5－トリクロロ フェニル）（別名ロンネル）※ ³	（略）	（略）	チオりん酸O，O－ジメチルー O－（2，4，5－トリクロロ フェニル）（別名ロンネル）※ ³	（略）	（略）
<u>チオりん酸O，O－ジメチルーO－ （3－メチルー4－メチルチオフェ</u>	<u>ろ過捕集方法 及び固体捕集</u>	<u>ガスクロマト グラフ分析方</u>	（新設）	（新設）	（新設）

<u>ニル) (別名フェンチオン) ※³</u>	<u>方法</u>	<u>法</u>			
<u>鉄水溶性塩 (硫酸鉄 (Ⅱ) 七水和物に限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラズマ発光分光分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1, 2, 3, 4-テトラヒドロナフタレン	(略)	(略)	1, 2, 3, 4-テトラヒドロナフタレン	(略)	(略)
<u>1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析法※⁴</u>	(新設)	(新設)	(新設)
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	(略)	(略)	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	(略)	(略)
<u>テルル</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラズマ発光分光分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物 (塩化銅 (Ⅱ)、塩化銅 (Ⅱ) 一水酸化銅 (Ⅱ) (1/3)、銅、四塩化銅 (Ⅱ) 酸二アンモニウム二水和物、四塩化銅 (Ⅱ) 酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅 (Ⅰ) 及び弗化銅 (Ⅱ) に限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラズマ発光分光分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物 (塩化銅</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>(Ⅰ)に限る。)</u>		<u>ズマ発光分光 分析方法</u>			
<u>銅及びその化合物（シアン化銅 (Ⅰ)に限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物（炭酸銅 (Ⅱ)－水酸化銅（Ⅱ）（1／ 1）に限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ ズマ発光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物並びに弗素及 びその水溶性無機化合物（六弗 化けい酸銅（Ⅱ）に限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ ズマ発光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物並びに^{よう}沃素及 びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に 限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ ズマ発光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物（硫酸銅 (Ⅱ)及び硫酸銅（Ⅱ）五水和 物に限る。)</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラ ズマ発光分光 分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1， 2， 4－トリクロロベンゼン	(略)	(略)	1， 2， 4－トリクロロベンゼン	(略)	(略)
<u>1， 3， 5－トリクロロベンゼ ン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマト グラフ分析方 法^{※4}</u>	(新設)	(新設)	(新設)
N－（トリクロロメチルチオ） －1， 2， 3， 6－テトラヒド ロフタルイミド（別名キャプタ	(略)	(略)	N－（トリクロロメチルチオ） －1， 2， 3， 6－テトラヒド ロフタルイミド（別名キャプタ	(略)	(略)

ン) ※3			ン) ※3		
<u>1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パラメトキシフェノール	(略)	(略)	パラメトキシフェノール	(略)	(略)
<u>バリウム</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラズマ発光分光分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ピレトラム※3	(略)	(略)	ピレトラム※3	(略)	(略)
<u>1 - (N-フェニルアミノ) ナフタレン</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フェニルヒドラジン※5	(略)	(略)	フェニルヒドラジン※5	(略)	(略)
<u>2-フェニルフェノール</u>	<u>ろ過捕集方法及び固体捕集方法</u>	<u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>弗化スルフリル</u>	(略)	(略)	<u>弗化スルフリル</u>	(略)	(略)
弗素及びその水溶性無機化合物 (<u>弗化亜鉛</u> 、 <u>弗化カリウム</u> 及び	(略)	(略)	弗素及びその水溶性無機化合物 (<u>弗化亜鉛</u> 及び <u>弗化カリウム</u> に	(略)	(略)

六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）			限る。）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ヘプタン（ノルマルーヘプタンに限る。）	（略）	（略）	ヘプタン（ノルマルーヘプタンに限る。）	（略）	（略）
<u>ベンジルアルコール</u>	<u>ろ過捕集方法及び固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
N－メチルカルバミン酸 2，3－ジヒドロ－2，2－ジメチル－7－ベンゾ [b] フラニル（別名カルボフラン）※ ³	（略）	（略）	N－メチルカルバミン酸 2，3－ジヒドロ－2，2－ジメチル－7－ベンゾ [b] フラニル（別名カルボフラン）※ ³	（略）	（略）
<u>メチルシクロヘキサン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
メチルナフタレン	（略）	（略）	メチルナフタレン	（略）	（略）
<u>メチルーノルマルーペンチルケトン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2－メチルブタン－1－オール	（略）	（略）	2－メチルブタン－1－オール	（略）	（略）
<u>メチルプロピルケトン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

沃素	(略)	(略)
<u>d-リモネン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>
<u>硫化ジメチル</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>
<u>硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラズマ発光分光分析方法</u>
(略)	(略)	(略)
りん酸	(略)	(略)
<u>りん酸亜鉛</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>誘導結合プラズマ発光分光分析方法</u>
(略)	(略)	(略)

備考

1～7 (略)

別表 2 物の種類別濃度基準値一覧（発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値として濃度基準値を設定できない物質を含む。）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
(略)	(略)	(略)
アクロレイン	(略)	(略)

^{よう} 沃素	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
りん酸	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

備考

1～7 (略)

別表 2 物の種類別濃度基準値一覧（発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値として濃度基準値を設定できない物質を含む。）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
(略)	(略)	(略)
アクロレイン	(略)	(略)

アジ化水素	二	0.1ppm	(新設)	(新設)	(新設)
アジ化ナトリウム	0.2mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アセトニトリル	(略)	(略)	アセトニトリル	(略)	(略)
アセトフェノン	4 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
アセトンシアノヒドリン	(略)	(略)	アセトンシアノヒドリン	(略)	(略)
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-アミノエタノール	(略)	(略)	2-アミノエタノール	(略)	(略)
4-アミノ-6-ターシャリー ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5 (4 H)-オン (別名メトリブジ ン)	1 mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3-(アルファーアセトニルベ ンジル)-4-ヒドロキシクマ リン (別名ワルファリン)	(略)	(略)	3-(アルファーアセトニルベ ンジル)-4-ヒドロキシクマ リン (別名ワルファリン)	(略)	(略)
アルファーピネン	5 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-エチルヘキサン酸	(略)	(略)	2-エチルヘキサン酸	(略)	(略)
N-エチルモルホリン	3 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2, 3-エポキシプロピル=フ	(略)	(略)	2, 3-エポキシプロピル=フ	(略)	(略)

エニルエーテル			エニルエーテル		
<u>塩化亜鉛</u>	二	<u>4 mg/m³※1</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
塩化ホスホリル	(略)	(略)	塩化ホスホリル	(略)	(略)
<u>塩素化カンフェン (別名トキサ フェン)</u>	<u>0.5mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クロム	(略)	(略)	クロム	(略)	(略)
<u>クロロアセトアルデヒド</u>	<u>0.3ppm</u>	<u>1 ppm</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クロロ酢酸	(略)	(略)	クロロ酢酸	(略)	(略)
<u>1－クロロ－1，1－ジフルオ ロエタン (別名H C F C－142 b)</u>	<u>1,000ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2－クロロ－1，3－ブタジエ ン	(略)	(略)	2－クロロ－1，3－ブタジエ ン	(略)	(略)
<u>クロロメタン (別名塩化メチ ル)</u>	<u>10ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2－シアノアクリル酸メチル	(略)	(略)	2－シアノアクリル酸メチル	(略)	(略)
<u>シアン化亜鉛 (Ⅱ)</u>	<u>シアンとして</u> <u>1.5mg/m³</u>	<u>シアンとして</u> <u>4.5mg/m³※1</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ジクロロエチレン（１，１－ジクロロエチレンに限る。）	（略）	（略）	ジクロロエチレン（１，１－ジクロロエチレンに限る。）	（略）	（略）
<u>ジクロロ酢酸</u>	<u>0.15ppm</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジチオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－〔（４－オキソ－１，２，３－ベンゾトリアジン－３（４Ｈ）－イル）メチル〕（別名アジンホスメチル）	（略）	（略）	ジチオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－〔（４－オキソ－１，２，３－ベンゾトリアジン－３（４Ｈ）－イル）メチル〕（別名アジンホスメチル）	（略）	（略）
<u>２－（ジーノルマルーブチルアミノ）エタノール</u>	<u>15mg/m³</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	（略）	（略）	ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	（略）	（略）
<u>臭化エチル</u>	<u>5 ppm</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
臭素	（略）	（略）	臭素	（略）	（略）
<u>硝酸亜鉛（Ⅱ）及びその六水和物</u>	<u>亜鉛として</u> <u>2.5mg/m³</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
しょう脳	（略）	（略）	しょう脳	（略）	（略）
<u>シラン</u>	<u>30ppm</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
<u>水酸化カリウム</u>	<u>1 mg/m³</u>	<u>2 mg/m³※１</u>	（新設）	（新設）	（新設）
水酸化カルシウム	（略）	（略）	水酸化カルシウム	（略）	（略）

水酸化ナトリウム	<u>1 mg/m³</u>	<u>2 mg/m³※1</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
すず及びその化合物（ブチルト リクロロスズに限る。）	(略)	(略)	すず及びその化合物（ブチルト リクロロスズに限る。）	(略)	(略)
ストリキニーネ	<u>0.15mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
セレン	(略)	(略)	セレン	(略)	(略)
ターシャリーブチルアミン	<u>3 ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
ターシャリーブチル＝ヒドロペ ルオキシド	<u>0.5ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
タリウム	(略)	(略)	タリウム	(略)	(略)
炭化けい素（炭化けい素ウイス カーに限る。）	<u>0.1 繊維/ml</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
タングステン	<u>3 mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
チオりん酸O，O－ジメチルー O－（2，4，5－トリクロロ フェニル）（別名ロンネル）	(略)	(略)	チオりん酸O，O－ジメチルー O－（2，4，5－トリクロロ フェニル）（別名ロンネル）	(略)	(略)
チオりん酸O，O－ジメチルー O－（3－メチルー4－メチル チオフェニル）（別名フェンチオ ン）	<u>0.05mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
鉄水溶性塩（硫酸鉄（Ⅱ）七水 和物に限る。）	鉄として <u>1 mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1, 2, 3, 4-テトラヒドロ ナフタレン	(略)	(略)	1, 2, 3, 4-テトラヒドロ ナフタレン	(略)	(略)
<u>1, 1, 2, 2-テトラブロモ エタン</u>	<u>0.1ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
テトラメチルチウラムジスル フィド (別名チウラム)	(略)	(略)	テトラメチルチウラムジスル フィド (別名チウラム)	(略)	(略)
<u>テルル</u>	<u>0.1mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物 (塩化銅 (Ⅱ)、塩化銅 (Ⅱ) - 水酸化銅 (Ⅱ) (1 / 3)、銅、四塩化銅 (Ⅱ) 酸二アンモニウム二水和 物、四塩化銅 (Ⅱ) 酸二カリウ ム二水和物、チオシアン酸銅 (Ⅰ) 及び<u>フッ化銅 (Ⅱ) に限 る。</u>)</u>	<u>銅として 0.25mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物 (塩化銅 (Ⅰ) に限る。)</u>	<u>銅として 0.3mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物 (シアン化銅 (Ⅰ) 及び炭酸銅 (Ⅱ) - 水酸 化銅 (Ⅱ) (1 / 1) に限る。)</u>	<u>銅として 1 mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>銅及びその化合物並びに弗素及 びその水溶性無機化合物 (六弗 化けい酸銅 (Ⅱ) に限る。)</u>	<u>銅として 0.25mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)

銅及びその化合物並びに <u>よう</u> 沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として <u>0.08mg/m³</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として <u>0.01mg/m³</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
1, 2, 4-トリクロロベンゼン	（略）	（略）	1, 2, 4-トリクロロベンゼン	（略）	（略）
<u>1, 3, 5-トリクロロベンゼン</u>	<u>0.5ppm</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
N-（トリクロロメチルチオ）-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	（略）	（略）	N-（トリクロロメチルチオ）-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	（略）	（略）
<u>1, 3, 5-トリス（2, 3-エポキシプロピル）-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6（1H, 3H, 5H）-トリオン</u>	<u>0.05mg/m³</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
パラ-メトキシフェノール	（略）	（略）	パラ-メトキシフェノール	（略）	（略）
<u>バリウム</u>	<u>1 mg/m³</u>	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ピレトラム	(略)	(略)	ピレトラム	(略)	(略)
<u>1－(N－フェニルアミノ)ナフタレン</u>	<u>1 mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フェニルヒドラジン※ ²	(略)	(略)	フェニルヒドラジン※ ²	(略)	(略)
<u>2－フェニルフェノール</u>	<u>10mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>弗化スルフリル</u>	(略)	(略)	<u>弗化スルフリル</u>	(略)	(略)
弗素及びその水溶性無機化合物 (<u>弗化亜鉛</u> 、 <u>弗化カリウム</u> 及び <u>六弗化けい酸亜鉛(Ⅱ)</u> に限 る。)	(略)	(略)	弗素及びその水溶性無機化合物 (<u>弗化亜鉛</u> 及び <u>弗化カリウム</u> に 限る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヘプタン (ノルマル－ヘプタン に限る。)	(略)	(略)	ヘプタン (ノルマル－ヘプタン に限る。)	(略)	(略)
<u>ベンジルアルコール</u>	<u>2 ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
N－メチルカルバミン酸 2，3 －ジヒドロ－2，2－ジメチル －7－ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)	(略)	(略)	N－メチルカルバミン酸 2，3 －ジヒドロ－2，2－ジメチル －7－ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)	(略)	(略)
<u>メチルシクロヘキサン</u>	<u>100ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
メチルナフタレン	(略)	(略)	メチルナフタレン	(略)	(略)

<u>メチルーノルマルーペンチルケトン</u>	<u>100ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2－メチルブタン－1－オール	(略)	(略)	2－メチルブタン－1－オール	(略)	(略)
<u>メチルプロピルケトン</u>	二	<u>150ppm</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>沃素</u>	(略)	(略)	<u>沃素</u>	(略)	(略)
<u>d－リモネン</u>	<u>3 ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>硫化ジメチル</u>	<u>10ppm</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物</u>	<u>亜鉛として</u> <u>2.5mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
りん酸	(略)	(略)	りん酸	(略)	(略)
<u>りん酸亜鉛</u>	<u>亜鉛として</u> <u>2.5mg/m³</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～3 (略)			備考 1～3 (略)		
別表第3－1～別表第3－5 (略)			別表第3－1～別表第3－5 (略)		
(参考1)・(参考2) (略)			(参考1)・(参考2) (略)		